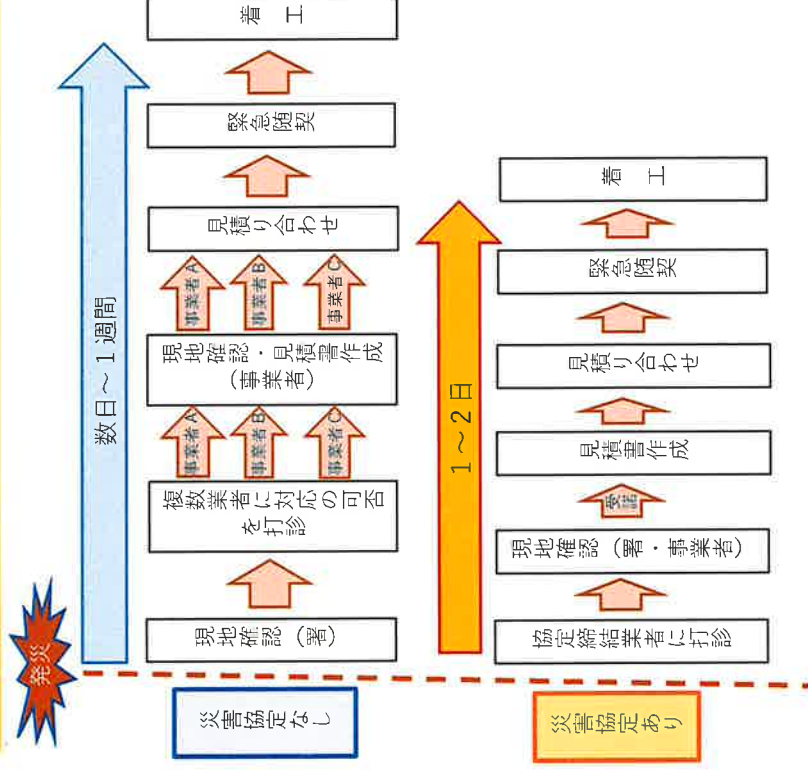


# 災害発生時の初動対応の迅速化に向けた対応（災害協定）について

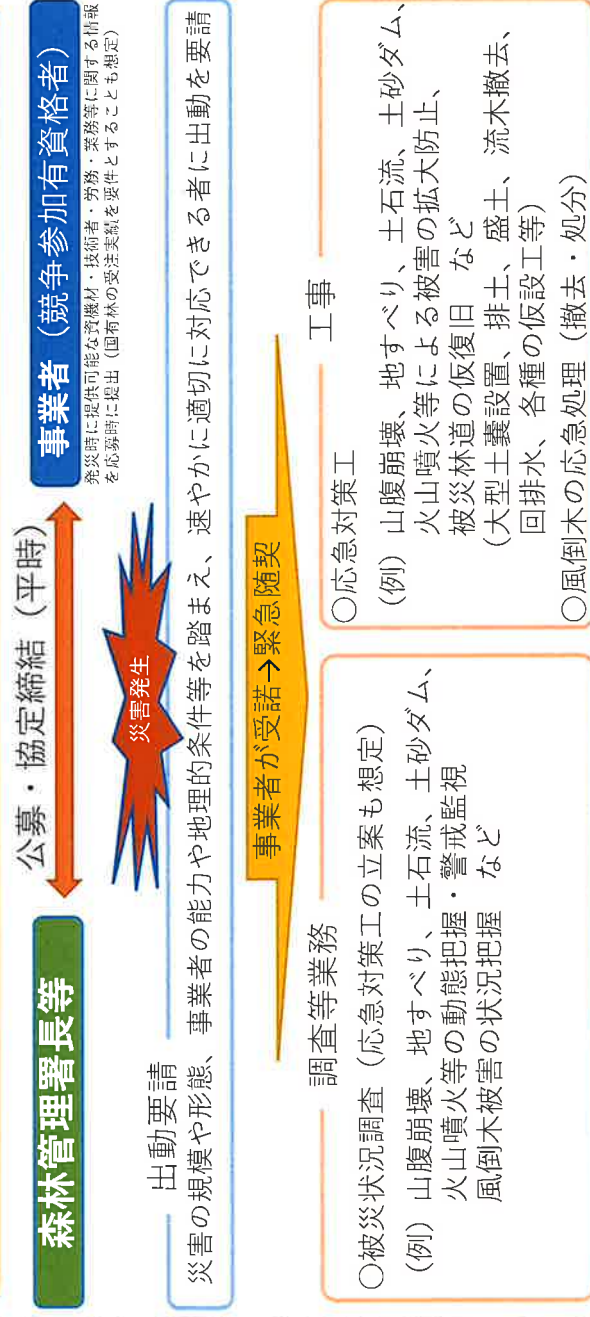
- 災害発生時は、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事や調査業務等の迅速かつ確実な執行が求められるが、緊急随契の場合でも、通常は、複数の事業者への打診や相見積もりの徴収等の過程を経ることから、発災から現地着手まで数日～1週間程度を要することも通例。
- 一方、公共工事品質確保法及び運用指針等においては、発災直後から一定の間に対応が必要となる緊急性が高い災害応急対策又は災害復旧に関する工事（業務）の入札・契約については、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約を活用するよう努めるとともに、契約の相手方については、早期かつ確実な施工（履行）の観点から、災害協定の締結状況や企業の実績・体制等を勘案し、最適な者を選定するとされているところ。
- 国有林においても、災害発生時の初動対応の迅速化に向けて、他機関で多くみられる災害協定等の枠組を活用することにより、透明性・公平性を確保しつつ、事業者選定の期間の短縮を図ることが有効。

## 災害時における契約手続の流れのイメージ



## 災害協定の基本スキーム（案）

地震、大雨、大雪、強風等の異常な自然現象及び不測の災害の発生、又は災害発生のおそれがあり、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を緊急的に図る必要がある場合に、被災状況調査（応急対策の立案も想定）や応急対策工等を円滑かつ速やかに実施するために必要な事項を予め取り決めた協定を森林管理署等と事業者が締結。



※総合評価で災害協定締結や出動の実績を加点することにより事業者へのメリットの付与も可能

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 30 日

各森林管理局 総務企画部長 殿  
計画保全部長 殿  
森林整備部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

### 災害発生時の初動対応の迅速化に向けた災害協定等の取組の推進について

令和元年に改正された公共工事品質確保法や同法に基づく基本方針、運用指針においては、発災直後から一定の間に対応が必要となる災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事（業務）の入札・契約については、発注者は、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約を活用する等緊急性に応じた適切な入札・契約の方法を選択するよう努めるとともに、災害応急対策等の工事（業務）が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、災害応急対策等の工事（業務）の実施に関する協定の締結等の措置を講ずるよう努めるとされています。

また、契約の相手方については、早期かつ確実な施工（履行）の観点から、災害協定の締結状況や企業の実績・体制等を勘案し、最適な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意することなどが記載されているところです。

国有林野事業についても、地球温暖化や地震活動の活発化による自然災害のリスクの増大が懸念される中、災害発生時には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧工事や調査等業務の入札・契約に当たり、早期かつ確実な施工等が可能な者を短期間で選定し、復旧等の作業に着手するなど、迅速な対応が求められているところです。

こうした中、国土交通省や地方公共団体等においては、従前より、災害協定の枠組が積極的に活用されており、国有林野事業においても、こうした取組の推進により、緊急時における事業者選定や契約締結の事務の合理化を促し、初動対応の迅速化に資することが期待されます。

今般、森林管理局署における災害時の初動対応の迅速化の取組に資するため、別添 1（応急対策工等）及び別添 2（被災状況調査）のとおり、災害協定締結希望者の募集のための公告（案）及び災害協定（案）を作成したので、下記にご留意の上、地域の実情を踏まえつつ、災害協定の締結等に向けた積極的な取組をお願いします。

## 記

(1) 本協定案については、実施機関において地域の実情や必要性に応じて内容を修正し、柔軟かつ適切に諸般設定いただく運用形態を想定しています。

(2) 本協定案の趣旨は、緊急に対応が必要となる災害の初動対応の迅速化にあります。この他にも、災害リスクの増大が懸念される中、①種々の災害に対する森林管理局署の役割や責任を（品確法に位置づけのある災害協定の形で）明確にする契機となること、②緊急時における契約相手方の選定の根拠になり得ること、③事業者の側からも、自らの役割や責任、それらと契約行為の関係が発注者との間で明確にされる明快さ等も利点として挙げられます。

(3) 本事務連絡を以て、既に一部の局で運用されている公募リスト方式（緊急応急工事対象者の公募スキーム）等の類似の枠組からの切り替えを求めるものではありませんが、これらについても、災害協定方式の利点等も踏まえ、引き続き、不断の見直しに取り組んでいただくようお願いします。

(4) 本協定に係る契約方法については、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を緊急的に図る必要がある場合として緊急随意契約を想定しています。

その場合、契約の相手方については、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な業務の履行の観点から、被災地における工事等の実施状況、地理的状況、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、協定締結業者の中から最も適した者を選定し、当該業者が承諾すれば、緊急随意契約を締結するとともに、当該業者は直ちに災害応急業務を実施することとなります。

その際は、概算数量により見積合わせや契約を行うとともに、現地状況等に応じて工事内容の変更が必要な場合には、受発注者協議の設計変更で柔軟に対応しつつ、適宜に契約変更を行うなど、緊急度に応じた対応が可能です。

緊急随意契約に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努める必要がありますが、発注関係事務の運用に関する指針においては、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、発災直後から一定の間に対応が必要となる緊急性が高い災害復旧に関する工事等は随意契約を活用するよう努めるとされ、次のような事例が併せて示されています。

道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧など

(5) 本協定案の締結主体については、本協定案は災害応急対策業務に係る受発注者の関係を約定する性格のものであることから、当該業務に係る契約者と同一であることを前提

に全体を作成しています。（通常は森林管理署長と事業者になりますが、例えば、調査等業務については、森林管理局が通常実施しているような場合は、森林管理局長が締結主体になることも想定されます。）

(6) 別添の募集公告（案）の括弧内に記載のある災害協定を締結した事業者や協定に基づき災害応急対策業務を実施した事業者を対象に、森林管理局署が発注する工事等に係る総合評価落札方式で加点措置を行うことについては、地域の実情を踏まえ相応の検討・準備期間が必要なことから、必ずしも、現時点で災害協定の導入と組み合わせて対応を求めるものではありませんが、事業者の協力を得るに当たっては有効な手段となり得ます。（協定案第 10 条の「災害活動実績に関わる証明書」は、総合評価方式で加点する場合等での活用が想定されます。）

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 担当：林政課 | 会計経理第 1 班担当課長補佐 |
| 業務課    | 企画官（災害対策担当）     |
|        | 総務班担当課長補佐       |
|        | 路網整備班担当課長補佐     |
|        | 治山班担当課長補佐       |
|        | 災害対策班担当課長補佐     |
|        | 災害対策分析官         |

公告 (案)

山地災害発生時における応急対策業務に関する協定について  
(応急対策工等)

〇〇森林管理局〇〇森林管理署では、管内国有林野における山地災害発生時の応急対策業務の実施に協力いただける事業者を募集します。

また、当該業務については、標記協定を締結した者の中から、被災状況等に鑑み、早期確実な履行の観点から最も適した者にその実施を要請するものとします。

これに当たり、当該協定の締結を希望する者におかれては、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。なお、本協定締結の募集は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、〇〇森林管理局〇〇森林管理署が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続において、企業に関する評価が優位に扱われます。

また、当該協定に基づき、災害応急対策業務の実施に関する契約を締結し、当該契約を履行すると、〇〇森林管理局〇〇森林管理署が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続において、企業に関する評価が優位に扱われます。

令和 年 月 日

林野庁〇〇森林管理局

〇〇森林管理署長

〇〇 〇〇

記

1. 協定の概要

(1) 名称 山地災害時における応急対策業務に関する協定

(2) 目的 本協定は、〇〇森林管理局〇〇森林管理署が所管する国有林野及び施設または工事中の施設等（以下「施設等」という。）が豪雨、地震、火山噴火、地すべり、台風等の異常な自然現象及び不測の災害の発生又はその発生のおそれがあり、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を緊急的に図る必要がある場合に、協定締結者双方が応急対策工等の業務（以下「災害応急対策業務」という。）を円滑かつ速やかに実施するために必要な事項を定め、被災状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 想定される災害応急対策業務の内容（例）

応急対策工等（仮設工を含む）の場合

- ・ 山腹崩壊、地すべりによる被害拡大防止（盛土（大型土のう設置）、排土、流木除去、既存施設の補強、安全確保のための施設設置等）
- ・ 土石流による被害拡大防止（安全確保のための施設設置、河床整理等）
- ・ 土砂ダムによる被害拡大防止（土体の補強・撤去、回排水路の確保、湛水敷埋戻し等）
- ・ 火山噴出物による被害拡大防止（安全確保のための施設設置、火山灰除去等）
- ・ 林道施設等の仮復旧（崩土除去、大型土のう設置等）
- ・ 風倒木等による被害拡大防止（倒木の撤去・処分）

(4) 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(5) 協定締結後、山地災害等が発生し緊急的に災害応急対策業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負（委託）契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

2. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) ○○森林管理局における令和○・○年度競争参加資格の土木一式工事 A、B、C、D 等級に格付されていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再確認を受けていること。）。

なお、申込時に令和○・○年度競争参加資格の土木一式工事 A、B、C、D 等級に格付されていない者は、資格審査の申請を行っている、又は行うことを確約する者であること。

(3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した、次に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が

同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率 20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。。

同種工事：次のアからエまでに示す森林土木工事

ア 治山事業における溪間工事又は山腹工事

イ 治山事業における保安林管理道（資材運搬路、基幹作業道を含む。）の開設工事

ウ 林道事業における林道（林業専用道等を含む。）の新設工事又は改良工事

エ 治山施設又は林道施設の災害復旧工事

なお、当該同種工事が、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注したものである場合、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林 3 野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が 65 点未満のものは、実績として認められない。

（5）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく土木工事業の許可を受けている本店、支店又は営業所が、署（当署及び隣接する署など）管内に所在すること。

（6）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（7）次のアからウまでの規定による届出をしていない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

### 3. 募集の期間、申込方法等

#### （1）募集の期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

#### （2）申込方法

下記 4 の（1）に示す（様式 1）災害応急対策業務に関する協定申込書に確認資料を添付の上、（1）の募集の期間内に（3）の提出先へ提出すること。

なお、提出は書留郵便によることとし、（1）の募集の期間内に必着のこと。

(3) 申込書等の提出先（照会窓口）

〒000－0000 住所〇〇

〇〇森林管理局〇〇森林管理署〇〇

電話：00－0000－0000

4. 協定締結に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

本募集に申し込もうとする者は、上記2に掲げる応募資格を有することを証明する次のアからカまでの確認資料を提出し、応募資格の有無について〇〇森林管理署による確認を行う。

確認資料は、(様式1) 災害応急対策業務に関する協定申込書に添付し、上記2の応募資格の条件をすべて満たすことを誓約した上で提出すること。

なお、提出した確認資料等の内容について、〇〇森林管理署から問合せ等を行うことがある。

ア 競争参加資格

〇〇森林管理局長から通知された令和〇・〇年度競争参加資格に係る資格確認通知書の写し、又は資格確認通知書に準ずる書類を添付すること。

なお、(様式1) に令和〇・〇年度競争参加資格に係る資格確認通知書に記載された登録番号（アルファベット1文字と数字5桁）を記載する場合は、上記書類の添付を省略することができる。

イ 同種工事の施工実績（様式2）

上記2の(4)に掲げる資格を有することが確認できる同種工事の施工実績を(様式2) に1件記載すること。

また、(様式2) の記載内容の証明として、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分）、及び②同種工事であることが確認できる書類の写し（仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分）を添付すること。なお、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録されており、その登録内容から①及び②の内容を確認できる場合は、登録内容確認書（工事实績）の写し（①及び②の内容が確認できる部分のみでよい。）を添付、又は当該工事に係る CORINS の登録番号を(様式2) に記載することをもって、①及び②の添付に代えることができる。

ただし、(様式2) に記載した同種工事が、平成〇年〇月〇日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注したものである場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ウ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。なお、アと

して添付する資格確認通知書の写し等をもって確認できる場合は、添付を省略することができる。

エ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出（届出の義務がない者を除く。）をしていることが確認できる総合評価値通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のものをいう。）の写し等を添付すること。

オ 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

他森林管理署等及び他機関との間に災害協定等を締結している場合は、（様式 3）にその全てについて記入すること。

カ 資格保有者、動員人員及び建設・測量資機材等の状況

協定期間中、〇〇森林管理署に協力できる技術者（土木施工管理技士等の資格保有者）、作業員等の要員の状況及び資機材について、（様式 4）に記入すること。

（2）応募資格の有無の通知

申込書を審査の上、選定者には書面をもって通知する。

通知は、令和〇年〇月〇旬頃、郵送にて発送予定である。

（3）非選定者に対する理由の説明

協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日という。」）を含まない。）以内に書面により、非選定理由の説明を求めることができる。

書面の提出先については、上記 3 の（3）に同じ。

5. 総合評価落札方式における評価加点措置

本協定の締結者は、有効期限までの間に〇〇森林管理署長等が発注する森林土木工事において、総合評価落札方式における評価項目「企業の信頼性・地域への貢献」の加点対象となる。また、本協定に基づき応急対策業務を受注した場合、当該応急対策業務が完了した年度の翌年度から 2 年間、〇〇森林管理署長等が発注する森林土木工事の総合評価落札方式における評価項目「企業の信頼性・地域への貢献」の加点対象となる。

6. 実施上の留意事項

（1）資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 資料は、正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された資料は、協定締結者選定の目的以外で使用するのではない。
- (4) 資料に虚偽の記載をした者とは、協定を締結しない。また、協定締結後にその事実が判明した場合は、協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された資料は、返却しない。
- (7) 本公告の添付資料については、資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他者からの技術資料の提出状況や資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

問い合わせ先：〒000－0000 住所〇〇  
〇〇森林管理局〇〇森林管理署〇〇  
電話：00－0000－0000

(様式 1)

山地災害応急対策業務に関する協定申込書  
(応急対策工等)

令和 年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
代表者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長  
〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日に公告のありました山地災害発生時における災害応急対策業務に関する協定締結に参加したく申込書類を提出します。また、募集公告の2に掲げる申請者の条件をすべて満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 募集公告の4(1)アの〇〇森林管理局長から通知された令和〇・〇年度競争参加資格に係る資格確認通知書の写し、又は資格確認通知書に準ずる書類提出／省略(いずれかに〇を付する。)  
(省略する場合に記入)  
令和〇・〇年度競争参加資格に係る資格確認通知書の登録番号：
- 2 募集公告の4(1)イの同種工事の施工実績を記載した(様式2)
- 3 募集公告の4(1)ウの本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料  
(提出／省略(いずれかに〇を付する。))
- 4 募集公告の4(1)エの社会保険等加入状況が確認できる総合評定値通知書の写し
- 5 募集公告の4(1)オの他機関等との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況を記載した(様式3)
- 6 募集公告の4(1)カの資格保有者、動員人員及び建設資機材及び測量資機材等の状況を記載した(様式4)

( 担当者：  
電話番号： )

(様式2)

## 同種工事の施工実績

会社名：〇〇建設（株）

| 項 目   |                |                         |
|-------|----------------|-------------------------|
| 工事名称等 | 工事名            | 〇〇〇工事                   |
|       | 発注機関名          | 〇〇森林管理局〇〇森林管理署          |
|       | 施工場所           | (都道府県名・市町村名)            |
|       | 契約金額           | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円          |
|       | 工 期            | 令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日 |
|       | 受注形態等          | 単体／共同企業体（出資比率）          |
|       | CORINS<br>登録有無 | 有（CORINS 登録番号） 無        |
| 工事概要等 | 工 種            | 山腹工事                    |
|       | 規模・寸法          | 山腹工 Oha                 |
|       |                |                         |
| 備 考   |                |                         |

注) 平成〇年4月1日から令和〇年3月31日までの間に元請けとして、完成・引渡しが完了した工事とし、記載する工事の CORINS（登録されていない場合は契約書（工事名称、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の確認ができる部分））の写しを提出すること。

ただし、CORINS 等での記載内容で治山工事又は林道工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等工事内容が確認できる資料を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績について、各森林管理局及び各森林管理署等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

## 森林管理署等管内に所在する支店又は営業所

| 支店又は営業所 | 住 所 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |
|         |     |

（備考）本店のほかに、〇〇森林管理署（及び当該署と隣接する森林管理署）管内に支店又は営業所がある場合に記載し、その所在が確認できる資料を添付する。

(様式3)

## 災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

(森林管理局、署等又は他機関)

会社名：

森林管理局、署等又は他機関と災害協定等の締結の有無： 有 ・ 無

※注：該当に○を付すこと

森林管理局、署等及び他機関との間に、災害協定等を締結している場合は、その全てについて記入すること。

|                     |        |                                                                           |
|---------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 2                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 3                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 4                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 出動要請が重なった場合における協力体制 |        | ※複数の災害協定等を締結している場合には、森林管理局、署等又は他機関と出動要請が重なった場合や、すでに出動している場合の対応について記載すること。 |

※記載した災害協定書等の中で、森林管理局、署等又は他機関と出動要請が重なった時の対応が記載されている場合は、その写しを提出すること。

※行が不足する場合は挿入または頁を追加して、すべての契約内容を記載すること。

(様式 4)

## 資格保有者

会社名：

| 資格名          | 資格保有者人数 |
|--------------|---------|
| 一級土木施工管理技士   | 人       |
| 二級土木施工管理技士 等 | 人       |

## 出動人員及び資機材等の状況

会社名：

| 出動可能人員                             |                                                                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 常時                                 | 人                                                                                    |
| 最大時                                | 人                                                                                    |
| 名 称                                | 規格・台数等                                                                               |
| ブルドーザー又はトラクターショベル                  | (機種別、重量又はバケット容量別、台数)                                                                 |
| ダンプトラック                            | (積載重量別、台数)                                                                           |
| バックホウ                              | (バケット容量別、台数)                                                                         |
| トラッククレーン<br>又はクローラクレーン             | (機種別、公称吊上げ重量別、台数)                                                                    |
| ※その他（応急復旧時に<br>使用可能な機械・資材等<br>を記入） | 土砂（土質、土量）、粒調採石等（種別、土量）、鋼材（H鋼等）（種別、規格、長さ、数量）、大型土のう袋（枚）、ブルーシート（枚）等<br>UAV（機）、衛星携帯電話（台） |

※機械類は、出動要請時に使用可能な台数を記入すること。機種・規格・台数がわかるように記入すること。

※資機材置き場の写真を提出すること。

山地災害発生時における災害応急対策業務に関する協定（案）  
（応急対策工等）

林野庁〇〇森林管理局〇〇森林管理署（以下「甲」という。）と〇〇建設株式会社（以下「乙」という。）とは、（甲が実施する）災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所管する国有林野及び施設等（以下「施設等」という。）において、豪雨、地震、火山噴火、地すべり、台風等の異常な自然現象及び不測の事態により災害の発生又はそのおそれがあり、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を緊急的に図る必要がある場合に、甲、乙双方が応急対策工等の業務（以下「災害応急対策業務」という。）を円滑かつ速やかに実施するために必要な事項を定め、被災状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害応急対策業務の実施区域）

第2条 災害応急対策業務の実施区域は、〇〇森林管理局管〇〇森林管理（支）署が所管する国有林野及びその周辺とし、甲が管理する施設等とする。

（災害応急対策業務の内容）

第3条 甲が、乙に対し要請を行うものとして想定される災害応急対策業務の内容は、概ね次のものとする。

○応急対策工等（仮設工を含む）

- ・山腹崩壊、地すべりによる被害拡大防止（盛土（大型土のう設置）、排土、流木除去、既存施設の補強、安全確保のための施設設置等）
- ・土石流による被害拡大防止（安全確保のための施設設置、河床整理等）
- ・土砂ダムによる被害拡大防止（土体の補強・撤去、回排水路の確保、湛水敷埋戻し等）
- ・火山噴出物による被害拡大防止（安全確保のための施設設置、火山灰除去等）
- ・林道施設等の仮復旧（崩土除去、大型土のう設置等）
- ・風倒木等による被害拡大防止（倒木の撤去・処分）

（出動要請及び契約の締結）

第4条 甲は、所管する施設等において災害が発生又はそのおそれがあり、災害応急対策業務を実施する必要があると認める場合に被災状況等の諸条件を十分に踏まえ、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者に、書面または電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、出動要請を受けた場合は、承諾するか否かを速やかに書面または電話等の方法により、甲に回答するものとする。

3 乙が要請を承諾した場合、甲は遅滞なく乙と随意契約を締結するとともに、乙は、直ちに出勤し災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設・測量資機材等の報告）

第5条 乙は、あらかじめ災害応急対策業務に備え、使用可能な建設・測量資機材等の数量を把握し、協定締結後及び各年度当初に甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

(建設・測量資機材の相互提供)

第6条 甲及び乙は、本協定でいう災害の応急復旧等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り、相互に建設・測量資機材等を提供するものとする。

(業務実施区域の特例)

第7条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

(災害応急対策業務の完了)

第8条 乙または現場責任者は、災害応急対策業務が完了したときは、速やかに電話等の方法により甲へその旨を報告するものとする。

(災害応急対策業務の実施報告)

第9条 乙は、災害応急対策業務の完了後、災害応急対策業務の開始時間・終了時間及び人員・使用した建設・測量資機材等の内訳を速やかに甲へ報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて途中段階で使用した建設・測量資機材等の報告を求めることができるものとする。

(災害活動実績に係る証明)

第10条 乙が本協定に伴い災害応急対策業務を実施した証明については、甲より「災害活動実績に関わる証明書」を発行するものとする。

(安全の確保)

第 11 条 乙は、災害応急対策業務にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、作業員の安全の確保に努めなければならないものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は災害応急対策業務の完了後、当該業務に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、内容を精査し、別途締結する工事請負契約書に基づき、その請負代金を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 災害応急対策業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設・測量資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 15 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。

(協定の解約)

第 16 条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協

議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において、取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

3 乙において、その責めに帰すべき事由により災害応急対策業務が完了しなかった場合、甲乙協議の末、速やかに乙の改善が認められない場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇〇日

甲 林野庁〇〇森林管理局

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇建設株式会社

〇〇〇社長 〇〇 〇〇 印

番 号  
年 月 日

(災害活動実施の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

### 災害活動実績に関わる証明書

貴社は下記の災害時において、災害応急対策業務に関する協定に基づき、災害活動を実施したことを証明します。

#### 記

- 1 災 害 名 〇〇〇〇災害（令和〇年〇月〇日発生）  
(又は、災害応急  
対策業務名) (又は、〇〇〇〇応急対策工)
- 2 災 害 活 動 内 訳 【応急対策工】土砂撤去、大型土のう設置  
履行場所：〇〇県〇〇市〇〇 〇〇国有林〇〇地区
- 3 災害活動完了日 令和〇年〇月〇日

公告（案）

山地災害発生時における応急対策業務に関する協定について  
(被災状況調査)

〇〇森林管理局〇〇森林管理署では、管内国有林野における山地災害発生時の応急対策業務の実施に協力いただける事業者を募集します。

また、当該業務については、標記協定を締結した者の中から、被災状況等に鑑み、早期確実な履行の観点から最も適した者にその実施を要請するものとします。

これに当たり、当該協定の締結を希望する者におかれては、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。なお、本協定締結の募集は、調査等業務発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、〇〇森林管理局〇〇森林管理署が総合評価落札方式により発注する調査等業務の入札手続において、企業に関する評価が優位に扱われます。

また、当該協定に基づき、災害応急対策業務の実施に関する契約を締結し、当該契約を履行すると、〇〇森林管理局〇〇森林管理署が総合評価落札方式により発注する調査等業務の入札手続において、企業に関する評価が優位に扱われます。

令和 年 月 日

林野庁〇〇森林管理局

〇〇森林管理署長

〇〇 〇〇

記

1. 協定の概要

(1) 名称 山地災害時における応急対策業務に関する協定

(2) 目的 本協定は、〇〇森林管理局〇〇森林管理署が所管する国有林野及び施設または工事中の施設等（以下「施設等」という。）が豪雨、地震、火山噴火、地すべり、台風等の異常な自然現象及び不測の災害の発生又はその発生のおそれがあり、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を緊急的に図る必要がある場合に、協定締結者双方が被災状況調査（応急対策工等の立案を含む）の業務（以下「災害応急対策業務」という。）を円滑かつ速やかに実施するために必要な事項を定め、被災状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 想定される災害応急対策業務の内容（例）

被災状況調査の場合

- ・ 地上踏査（被災状況把握等）
- ・ 地上測量（基準点測量、地形測量、写真測量等）、
- ・ 空中写真・航空レーザー測量（UAV・航空機による写真・レーザー測量等）
- ・ 地質調査（ボーリング、解析等）
- ・ 動態観測・監視・解析（観測・監視システム運用、土石流シミュレーション等）
- ・ 施設点検（治山施設、林道施設等の広域的な点検等）
- ・ 応急対策工等の立案 等

(4) 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(5) 協定締結後、山地災害等が発生し緊急的に災害応急対策業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負（委託）契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

2. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) ○○森林管理局における令和○・○年度競争参加資格の測量・設計コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格の認定されていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再確認を受けていること。）。

なお、申込時に令和○・○年度競争参加資格の測量・設計コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格の認定されていない者は、資格審査の申請を行っている、又は行うことを確約する者であること。

(3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 31 日までの間に元請けとしてした、次に示す調査等業務を履行した実績を有すること。

調査等業務：次のアからエまでに示す調査等業務

ア 治山事業における溪間工調査等業務又は山腹工調査等業務

イ 治山事業における保安林管理道（資材運搬路、基幹作業道を含む。）の開設調査等業務

ウ 林道事業における林道（林業専用道等を含む。）の新設調査等業務又は改良調査等業務

エ 治山施設又は林道施設の災害復旧調査等業務

なお、当該同種調査等業務が、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注したものである場合、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林野管第 106 号 林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する業務成績評定表の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が 60 点未満のものは、実績として認められない。

（5）建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく森林土木の登録を受けている本店、支店又は営業所が、署（当署及び隣接する署など）管内に所在すること。

（6）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 募集の期間、申込方法等

#### （1）募集の期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

#### （2）申込方法

下記 4 の（1）に示す（様式 1）災害応急対策業務に関する協定申込書に確認資料を添付の上、（1）の募集の期間内に（3）の提出先へ提出すること。

なお、提出は書留郵便によることとし、（1）の募集の期間内に必着のこと。

#### （3）申込書等の提出先（照会窓口）

〒000-0000 住所〇〇

〇〇森林管理局〇〇森林管理署〇〇

電話：00-0000-0000

### 4. 協定締結に関する事項

#### （1）協定締結者の選定方法

本募集に申し込もうとする者は、上記 2 に掲げる応募資格を有することを証明する次のアからカまでの確認資料を提出し、応募資格の有無について〇〇森林管

理署による確認を行う。

確認資料は、(様式1) 災害応急対策業務に関する協定申込書に添付し、上記2の応募資格の条件をすべて満たすことを誓約した上で提出すること。

なお、提出した確認資料等の内容について、〇〇森林管理署から問合せ等を行うことがある。

#### ア 競争参加資格

〇〇森林管理局長から通知された令和〇・〇年度測量・設計コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格確認通知書の写し、又は資格確認通知書に準ずる書類を添付すること。

なお、(様式1) に令和〇・〇年度測量・設計コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格確認通知書に記載された登録番号(アルファベット1文字と数字5桁)を記載する場合は、上記書類の添付を省略することができる。

#### イ 同種調査等業務の履行実績(様式2)

上記2の(4)に掲げる資格を有することが確認できる同種調査等業務の履行実績を(様式2)に1件記載すること。

また、(様式2)の記載内容の証明として、①履行実績として記載した調査等業務に係る契約書の写し(業務名、履行期間、発注機関、契約金額、業務場所、受注者名、社印を有する部分)、及び②同種調査等業務であることが確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で業務内容が確認できる部分)を添付すること。なお、当該調査等業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム(TECRIS)(以下「TECRIS」という。)に登録されており、その登録内容から①及び②の内容を確認できる場合は、登録内容確認書(調査等業務実績)の写し(①及び②の内容が確認できる部分のみでよい。)を添付、又は当該調査等業務に係るTECRISの登録番号を(様式2)に記載することをもって、①及び②の添付に代えることができる。

ただし、(様式2)に記載した同種調査等業務が、平成〇年〇月〇日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注したものである場合は、業務成績評価表の写しを添付すること。

#### ウ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。なお、アとして添付する資格確認通知書の写し等をもって確認できる場合は、添付を省略することができる。

#### エ 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

他森林管理署等及び他機関との間に災害協定等を締結している場合は、(様式3)にその全てについて記入すること。

#### オ 資格保有者、動員人員及び建設・測量資機材等の状況

協定期間中、〇〇森林管理署に協力できる技術者、作業員等の要員の状況及び資機材について、(様式4)に記入すること。

(2) 応募資格の有無の通知

申込書を審査の上、選定者には書面をもって通知する。

通知は、令和〇年〇月〇旬頃、郵送にて発送予定である。

(3) 非選定者に対する理由の説明

協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日という。」）を含まない。）以内に書面により、非選定理由の説明を求めることができる。

書面の提出先については、上記 3 の（３）に同じ。

5. 総合評価落札方式における評価加点措置

本協定の締結者は、有効期限までの間に〇〇森林管理署長等が発注する調査等業務において、総合評価落札方式における評価項目「企業の実績、能力及び信頼性」の加点対象となる。また、本協定に基づき応急対策業務を受注した場合、当該応急対策業務が完了した年度の翌年度から２年間、〇〇森林管理署長等が発注する調査等業務の総合評価落札方式における評価項目「企業の実績、能力及び信頼性」の加点対象となる。

6. 実施上の留意事項

(1) 資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 資料は、正確、丁寧にわかりやすく記載すること。

(3) 提出された資料は、協定締結者選定の目的以外で使用することはない。

(4) 資料に虚偽の記載をした者とは、協定を締結しない。また、協定締結後にその事実が判明した場合は、協定を無効とする。

(5) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された資料は、返却しない。

(7) 本公告の添付資料については、資料作成以外の目的で使しないこと。

(8) 資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他者からの技術資料の提出状況や資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

問い合わせ先：〒000－0000 住所〇〇

〇〇森林管理局〇〇森林管理署〇〇

電話：00－0000－0000

(様式 1)

山地災害応急対策業務に関する協定申込書  
(被災状況調査)

令和 年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
代表者 〇〇コンサル株式会社  
代表取締役社長  
〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日に公告のありました山地災害発生時における災害応急対策業務に関する協定締結に参加したく申込書類を提出します。また、募集公告の2に掲げる申請者の条件をすべて満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 募集公告の4(1)アの〇〇森林管理局長から通知された令和〇・〇年度競争参加資格に係る資格確認通知書の写し、又は資格確認通知書に準ずる書類提出／省略(いずれかに〇を付する。)  
(省略する場合に記入)  
令和〇・〇年度競争参加資格に係る資格確認通知書の登録番号：
- 2 募集公告の4(1)イの同種調査等業務の履行実績を記載した(様式2)
- 3 募集公告の4(1)ウの本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料  
(提出／省略(いずれかに〇を付する。))
- 4 募集公告の4(1)オの他機関等との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況を記載した(様式3)
- 5 募集公告の4(1)カの資格保有者、動員人員及び建設資機材及び測量資機材等の状況を記載した(様式4)

( 担当者：  
電話番号： )

(様式2)

## 同種調査等業務の履行実績

会社名：〇〇コンサル（株）

| 項 目   |                |                         |
|-------|----------------|-------------------------|
| 業務名称等 | 業務名            | 〇〇〇工事                   |
|       | 発注機関名          | 〇〇森林管理局〇〇森林管理署          |
|       | 業務場所           | (都道府県名・市町村名)            |
|       | 契約金額           | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円          |
|       | 契約期間           | 令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日 |
|       | 受注形態等          | 単体／共同企業体（出資比率）          |
|       | TECRIS<br>登録有無 | 有（TECRIS 登録番号） 無        |
| 業務概要等 | 業務の内容          | 山腹工調査測量                 |
|       | 業務の履行条件ほか      | 山腹工 〇ha の工法選定、工種数量      |
|       |                |                         |
| 備 考   |                |                         |

注) 平成〇年4月1日から令和〇年3月31日までの間に元請けとして、完成・引渡しが完了した調査業務とし、記載する調査業務のTECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名称、発注機関名、業務場所、契約金額、契約期間、受注形態等の確認ができる部分）の写しを提出すること。

ただし、TECRIS等での記載内容で治山又は林道の調査等業務の実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等業務の内容が確認できる資料を必ず添付すること。

注) 同種調査等業務の履行実績について、各森林管理局及び各森林管理署等の発注した調査等業務である場合にあっては、当該調査等業務に係る業務成績評定表の写しを添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

## 森林管理署等管内に所在する支店又は営業所

| 支店又は営業所 | 住 所 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |
|         |     |

(備考) 本店のほかに、〇〇森林管理署（及び当該署と隣接する森林管理署）管内に支店又は営業所がある場合に記載し、その所在が確認できる資料を添付する。

(様式3)

災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

(森林管理局、署等又は他機関)

会社名：

森林管理局、署等又は他機関と災害協定等の締結の有無： 有 ・ 無

※注：該当に○を付すこと

森林管理局、署等及び他機関との間に、災害協定等を締結している場合は、その全てについて記入すること。

|                     |        |                                                                           |
|---------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 2                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 3                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 4                   | 協定等の名称 |                                                                           |
|                     | 機関名    |                                                                           |
|                     | 有効期間   |                                                                           |
| 出動要請が重なった場合における協力体制 |        | ※複数の災害協定等を締結している場合には、森林管理局、署等又は他機関と出動要請が重なった場合や、すでに出動している場合の対応について記載すること。 |

※記載した災害協定書等の中で、森林管理局、署等又は他機関と出動要請が重なった時の対応が記載されている場合は、その写しを提出すること。

※行が不足する場合は挿入または頁を追加して、すべての契約内容を記載すること。

(様式4)

## 資格保有者

会社名：

| 資格名                | 資格保有者人数                           |
|--------------------|-----------------------------------|
| 測量士                | 人                                 |
| 技術士（森林土木）          | 人                                 |
| 林業技師               | 人                                 |
| 博士（専門分野：〇〇）等       |                                   |
| 調査内容               | 提供可能な技術                           |
| 地質調査<br>動態観測・監視・解析 | ボーリング<br>土石流シュミレーション<br>土砂ダムの管理など |

## 出動人員及び資機材等の状況

会社名：

| 出動可能人員                          |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 常時                              | 人                |
| 最大時                             | 人                |
| 名 称                             | 規格・台数等           |
| 測量機器                            |                  |
| 予測手法                            |                  |
| ※その他（応急復旧時に<br>使用可能な機械等を記入<br>） | UAV（機）、衛星携帯電話（台） |

※機械類は、出動要請時に使用可能な台数を記入すること。機種・規格・台数がわかるように記入すること。

山地災害発生時における災害応急対策業務に関する協定（案）  
（被災状況調査）

林野庁〇〇森林管理局〇〇森林管理署（以下「甲」という。）と〇〇コンサル株式会社（以下「乙」という。）とは、（甲が実施する）災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所管する国有林野及び施設等（以下「施設等」という。）において、豪雨、地震、火山噴火、地すべり、台風等の異常な自然現象及び不測の事態により災害の発生又はそのおそれがあり、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を緊急的に図る必要がある場合に、甲、乙双方が被災状況調査（応急対策工等の立案を含む）の業務（以下「災害応急対策業務」という。）を円滑かつ速やかに実施するために必要な事項を定め、被災状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害応急対策業務の実施区域）

第2条 災害応急対策業務の実施区域は、〇〇森林管理局管〇〇森林管理（支）署が所管する国有林野及びその周辺とし、甲が管理する施設等とする。

（災害応急対策業務の内容）

第3条 甲が、乙に対し要請を行うものとして想定される災害応急対策業務の内容は、概ね次のものとする。

被災状況調査

- ・地上踏査（被災状況把握等）
- ・地上測量（基準点測量、地形測量、写真測量等）
- ・空中写真・航空レーザー測量（UAV・航空機による写真・レーザー測量等）
- ・地質調査（ボーリング、解析等）
- ・動態観測・監視・解析（観測・監視システムの運用、土石流シミュレーション等）
- ・施設点検（治山施設、林道施設等の広域的な点検等）
- ・応急対策工等の立案 等

（出動要請及び契約の締結）

- 第4条 甲は、所管する施設等において災害が発生又はそのおそれがあり、災害応急対策業務を実施する必要があると認める場合に被災状況等の諸条件を十分に踏まえ、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者に、書面または電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。
- 2 乙は、出動要請を受けた場合は、承諾するか否かを速やかに書面または電話等の方法により、甲に回答するものとする。
- 3 乙が要請を承諾した場合、甲は遅滞なく乙と随意契約を締結するとともに、乙は、直ちに出勤し災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設・測量資機材等の報告）

- 第5条 乙は、あらかじめ災害応急対策業務に備え、使用可能な建設・測量資機材等の数量を把握し、協定締結後及び各年度当初に甲へ書面により報告するものとする。
- 2 乙は、前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

(建設・測量資機材の相互提供)

第6条 甲及び乙は、本協定でいう災害の応急復旧等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り、相互に建設・測量資機材等を提供するものとする。

(業務実施区域の特例)

第7条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

(災害応急対策業務の完了)

第8条 乙または現場責任者は、災害応急対策業務が完了したときは、速やかに電話等の方法により甲へその旨を報告するものとする。

(災害応急対策業務の実施報告)

第9条 乙は、災害応急対策業務の完了後、災害応急対策業務の開始時間・終了時間及び人員・使用した建設・測量資機材等の内訳を速やかに甲へ報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて途中段階で使用した建設・測量資機材等の報告を求めることができるものとする。

(災害活動実績に係る証明)

第10条 乙が本協定に伴い災害応急対策業務を実施した証明については、甲より「災害活動実績に関わる証明書」を発行するものとする。

(安全の確保)

第 11 条 乙は、災害応急対策業務にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、作業員の安全の確保に努めなければならないものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は災害応急対策業務の完了後、当該業務に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、内容を精査し、別途締結する業務請負契約書に基づき、その請負代金を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 災害応急対策業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設・測量資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 15 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。

(協定の解約)

第 16 条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協

議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において、取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

3 乙において、その責めに帰すべき事由により災害応急対策業務が完了しなかった場合、甲乙協議の末、速やかに乙の改善が認められない場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇〇日

甲 林野庁〇〇森林管理局

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇コンサル株式会社

〇〇〇社長 〇〇 〇〇 印

番 号  
年 月 日

(災害活動実施の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

### 災害活動実績に関わる証明書

貴社は下記の災害時において、災害応急対策業務に関する協定に基づき、災害活動を実施したことを証明します。

#### 記

- 1 災 害 名 〇〇〇〇災害（令和〇年〇月〇日発生）  
（又は、災害応急  
対策業務名） （又は、〇〇〇〇被災状況調査業務）
- 2 災 害 活 動 内 訳 【応急対策業務】〇〇地すべり調査  
履行場所：〇〇県〇〇市〇〇 〇〇国有林〇〇地区
- 3 災害活動完了日 令和〇年〇月〇日